

### 第3回放課後児童対策に関する専門委員会に向けての意見表明

#### －専門委員会の議論の前提について－

2017年11月28日

文教大学 金藤 ふゆ子

第3回会議は、研究出張中のため大変恐縮ですが専門委員会を欠席させていただきます。欠席にあたり、前回会議の議論を踏まえて私の意見表明をさせていただきます。存じます。

柏女委員長が第1回・第2回会議でご提示されたように、本専門委員会は（1）子供の権利条約の重視、（2）共生社会の構築、（3）子どもの生きる力の育成を目指して、今後の放課後支援のあり方を検討するという方針に私は賛同致します。その基本方針の実現を目指すためには、今後、専門委員会の議論における前提、ないし共通理解を図るべき基本的事項を明確化しておく必要があるのではないかと感じました。

私は、以下の5点を具体的な前提として今後の議論をすすめたいと考えます。

1. 専門委員会の放課後支援に関する検討は、ある特定の条件を満たす児童のみを対象とする議論ではなく、日本のすべての児童生徒のための放課後支援のあり方の検討であり、現状のさらなる改善を目指すものであること。
2. 放課後支援の政策は、すべての児童生徒にとっての居心地の良い空間や安心・安全な居場所を確保するという側面と、多様な体験・交流・学習の機会を提供するという2つの側面を有するものであること。
3. 放課後支援のあり方の検討は、省庁間の各種事業の垣根を超えた連携・協働の促進や、学校・地域・家庭との連携・協働を基礎としながら、地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくりを目指すものであること。
4. 放課後支援の政策は、日本の児童生徒に広がる様々な格差（体験格差、教育格差、経済格差等）是正を目指す政策の一環に位置づけられるものであること。またそうした子どもの格差是正は、政府の基本方針と一致するものであること。
5. 放課後支援のあり方の検討は、様々な地域の実情に即し、かつ多様性を認めるものであること。また、現状を肯定的にとらえる議論を基礎とするのではなく、改めて現状のあり方自体の再検討から議論をすすめることを重視すること。